

彦根市告示第 168 号

彦根市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市宅地開発指導要綱の一部を改正する告示

彦根市宅地開発指導要綱(令和 3 年彦根市告示第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「平成 19 年彦根市告示第 146 号」を「彦根市景観条例第 7 条に規定する景観計画をいう。以下同じ。」に改める。

第 20 条第 1 項ただし書中「彦根市景観計画に規定する景観形成地域以外の景観計画区域において、」を「景観法第 16 条第 1 項の規定による届出を要しない」に改める。

第 32 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、開発区域から周囲 10 メートルの範囲にある建築物の所有者、居住者および土地の所有者について、名簿および位置図により明確にしなければならない。

付 則

- 1 この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市宅地開発指導要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる開発行為について適用し、同日前に行われた開発行為については、なお従前の例による。